

大庄屋文書から見た酒田の世相（八）

須藤 良弘

内町組大庄屋・伊東家と米屋町組大庄屋・野附家の文書（酒田市立光丘文庫所蔵）からである。なお、文中の句読点は筆者が付け加えたものである。

一、船方等運賃争論と定書

湊町酒田にとって海運・水運は非常に重要で、それを支えているのが問屋、船方、丁持である。これらの生活を支える運賃がいまいであったことから大きな問題となり、それが次のように解決に向かった。（伊東家文書『安永八年御用帳』）

安永八年（一七七九）、「問屋・船方・丁持家業躰之儀、近年双方之心得落合不申、時々争論等有之」と、問屋と船方と運送業の丁持との間で意見の不一致から時々争論が起きた。それで「去秋中より追々申上候處、右者前々より仕来而已二而、定書と申もの無之二付、落合不申事二可有思召」、去年の秋から酒田御町奉行所に申し上げていたところ、前々

より仕来りだけでやって、定書がないからといわれた。

それで「今度、三方共二委敷御尋候上、御定書御渡被成候、乍去右家業躰之細かなる訳、御役所二而御存知無候儀二御座候間、拙者共再往厚く遂評議、下書仕、差上候旨被仰渡奉畏候、同夜、最上登並上荷送等之事共、明細下書仕差上申候」、問屋・船方・丁持の三方からくわしくきいて御定書が渡されたが、御役所では右三者の家業の細やかな点がわかつていなかった。それで 私共が再び厚く評議をし、下書きにして出すようにいわれた。その夜のうちに最上地方への荷物運送などを明細に下書きして差し出した。

「三月六日、舟方・問屋・丁持運賃其他、去年中より定不相濟候二付、三方より書付差出し、三町仲間差配方・問屋方罷出申上候」、同十五日、問屋・舟方・中岡両丁持賃銭等定法書御渡し被成候二付、惣代之者頭役同道致し、御役所へ差出候處、御逢被成、被仰渡候、尤、右惣代之者共へ神文被仰付候、此末年々神文被仰付候筈、九人共罷出候、差配方問屋頭も罷出候、右場所江御同心兩人罷出候、御帳付読いたし候」。

奉行所より賃銭等御定法書が出された。この定書は神文をもつて守ることを誓わされた。この中にある九人とは三十六人衆の年寄役三人と大庄屋六人の事である。さらに四月、年寄の上林・鍍屋・加々屋、酒田の三町組大庄屋である栗林・渡辺・斎藤・伊東・池田・野附、問屋頭の西村恒蔵・松村彦兵衛、船差配の成田此右衛門・渡部三兵衛・松田五右衛門より次の書付が御町奉行所に出された。

「、尤、右御定書之渡、正道之御沙汰二而、片落成ル義無之、向後此渡を相守、家業仕候八八、以後争論有御座間敷義と奉存候、為其書付ヲ以申上候」。渡された定書は正当で、二者のどちらにも片落ちしたところがないので、争論がなくなり、このきまりを守って家業をしていくというものである。仰せ渡された賃銭は次の通りである。

「一、鶴岡へ為御登御用物積舟 吉人乗吉艘 此賃銭七百五拾文 内式百五拾文船頭、同五百文水主吉人
式人乗吉艘 此賃銭壹貫貳百五拾文 内式百五拾文船頭、同壹貫文水主式人、吉人五百文ツツ

四人乗吉艘 此賃せん吉貫七百五十文 内式百五拾文船頭、同吉貫五百文水主三人、吉人五百文ツツ

五人乗吉艘 此賃せん式貫式百五十文 内式百五十文船頭、同式貫文水主四人、吉人五百文ツツ 但し十月より二月
まで五割まし賃銭

一、押切行萱積舟 賃せん右同断

一、飛鳥邊より松山迄 賃銭右同断 但、右同所より鶴岡へ積廻被仰付候節八吉艘分へ式艘分之賃銭

一、大山 賃銭右同断

一、古郡川 賃銭右同断

一、市条川 賃銭右同断 但、積廻候義無御座候

一、遊佐川吹浦迄 御用之品上下仕候是迄無御座候二付運賃付無御座候 右者諸方御用舟運賃付如此御座候」。

同じく安永八年亥四月、「問屋船方町持家業之儀定書」も出された。町持とは丁持のことである。

「一、上荷賃御蔵米・町米共二五斗入吉俵二付、海船迄五文ツツ、内川へ泊候節八、泊銭式文半、合七文半二而、翌
日元船江送届可申事 但、右泊上荷之儀、翌日も大雨洪水二而、一統通船無之、二夜泊候者、次之一夜分者無賃銭、

三夜泊候者泊銭半減、吉文式分五厘二而、都合八文七步五厘ツツ拂ひ可申候

一、砂干鯛四貫入吉俵上荷賃式文、簀干鯛八十六貫入、右割合ヲ以テ八文相拂ひ可申候、尤十六貫入式俵二送直し候八
八、四文宛拂ひ可申候

(以下二十六項目略)

右者、何茂古来より之仕来二而、問屋・船方馴合無事二仕来候事二候所、近年心得違之者有之、彼是爭論二及候趣、
申出候間、今度改而申渡候、向後、問屋・船方和熟いたし、旅人之諸用無遲滞相辨シ候様、可承候、若、前條之定相
背等二於て八、可為曲事もの也」。

前記の藩の米等の運送賃を定めた「諸方舟運賃」と異なり、一般の商品運送の舟賃である。これは古来から問屋と船方が合意の上で船荷賃を決めていたのが、近年心得違いの者が出てきたことから争論となった。この度、改めて申し渡すので、問屋と船方が仲良くし、利用者の用を遅らせないようにすること。もし違反した場合は罰するといふもので、「役所・惣問屋・惣船方」の名で出されたものである。

さらに安永八年亥四月、「役所・両丁持」の名で次ぎの定書が出された。両丁持とは中丁持と岡丁持のことである。

「一、丁持賃銭之儀、古来より定之通急度相守可申候、彼是難渋を申懸、問屋・旅人之諸用為滞申間敷事

(二項目略)

一、簀干鯛上下両濱より小船二而、積送候分、拾貫入巻俵二付六文ツツ岡丁持請取可申候、蔵入之分八是迄之通、問屋組丁持為取可申候、問屋蔵より問屋蔵江入持越候節八組丁持支配、問屋蔵より商人江相渡り候節、岡丁持支配可致候事、右者先年定書之外二候間、今度改而申渡者也」。

前からあった丁持定書への追加項目である。岡丁持とは陸上だけの運送に従事する者であるが、「中丁持」とはこれによると問屋専属(問屋組丁持)の丁持のようである。一般に酒田では岡丁持、他に新井田蔵などの御蔵の米を運ぶ御蔵付の丁持があり、「御蔵丁持」といつている。中丁持は御蔵丁持のことであろうか。今後の課題としたい。

ここでも古来からの定書を守るよう厳命されている。さらに岡丁持と中丁持との間に、運送分担で争いとなつたものが、追加として、蔵入れや蔵から蔵への移送は問屋組丁持、問屋から商人に渡す場合は岡丁持が支配すると定められた。さらに同年同月、「問屋惣代 酒屋長左衛門・渡辺五兵衛・山崎屋治助」、次は文が摩滅して不鮮明であるが船方惣代の当番役と思われる伊兵衛等二名、「中丁持惣代 彦三郎・治郎兵衛」、「岡丁持惣代 長之助・〇十郎(一字不鮮明)」から、「右血判」と記された次の「起證之事」が出されている。

「今度、拙者共家業方之儀、御定書を以被仰渡奉畏候、以来右御定書之通、急度相守、旅人之諸用無遅滞、相辨候様

相勵可申事、右之趣、於相背者、敬白上者、梵天帝釈、(以下、神名が列記されているが略)、山王廿一社、富士権現之可蒙神罰者也、依起證文如件」。

二、扶持・御手擬の支給

天保十三年(一八四二)寅二月、酒田三組大庄屋の野附七郎兵衛・佐竹弥右衛門・渡辺隼人、酒田町年寄の鑑谷惣右衛門から御町奉行所に、「右者、去丑正月より十二月迄、酒田御町五拾九人江、被下置候御扶持方並御手擬米御藏米金錢御手擬之分、如此御座候已上」が出された(伊東家文書『御用帳』)。天保十二年正月から十二月迄に支給された扶持・御手擬とその名前である。

「百四拾八人」分は、「酒田御町式拾五人江、被下置候御扶持方」である。これによると、「五人 白崎五右衛門、拾五人 上林勇右衛門、拾人 二木與助、拾五人 鑑谷惣右衛門」、白崎は年寄格、上林・二木・鑑谷は三十六人衆の年寄である。

外に三十六人衆・大庄屋・豪商・医者・御用職人などで、「式人 本間信十郎、五人 本間健次郎、三拾五人 本間正七郎(本間家当主)、十人 斎藤平内、七人 須田幸吉、五人 村山与四兵衛、七人 上林源蔵、五人 須階玄益、三人 桜井道秀、式人 白畑吉郎右衛門、式人 池田七郎兵衛、五人 津国や太八郎、三人・内言人生涯 渡部五兵衛、五人 大沼平八、式人 杉原伊兵衛、式人 唐仁屋藤十郎、式人 青塚や治郎右衛門、式人 本間与惣治(大工頭)、式人 升川や勘三郎、式人 御鉄炮修覆師・但御鉄炮寸志勤中 金七、三人 馬医四郎兵衛 小以メ百四拾八人内三人生涯並勤中被下置候分」。

次は「米貳百六拾三俵 御手擬被下置高」である。

「五俵・但生涯 白崎五右衛門、七拾俵 本間正七郎、七俵 渡辺隼人、七俵 栗林信右衛門、五拾俵 年寄大庄屋 拾人江、七拾俵 地主作右衛門、廿俵 板屋徳次郎、四俵 目明四人、拾俵 大工頭本間与惣治、五俵・但生涯 青塚治郎左衛門、三俵・但生涯 小山屋八右衛門、三俵・右同断 大工町半兵衛、貳俵 薬種や安右衛門、貳俵・但生涯 問屋新助、貳俵・右同断 塗師や輕助、貳俵・右同断 今町弥兵衛、壹俵・右同断 舟場丁甚右衛門 小以ノ貳百六拾三俵 内廿五俵生涯被下置候分」。

次は「一、金拾八両貳歩 御給金並御手擬被下候金高」と「一、錢 三十七貫三百文」である。

「貳貫五百文・但他所諸職人改役被仰付御手擬、外二下作料五十文 大工頭本間与惣治、金貳両 目明四人江被下置候、同八両 越中屋弥次兵衛、同壹両貳歩 馬醫四郎兵衛、同四両 御米置場惣兵衛、錢六貫文 御足輕目付休息宿狝師町藤右衛門、同廿八貫八百文 酒田川江案内番船十式人江被下置候御給金、但壹人二付貳貫四百文 小以金拾五両貳歩 錢三拾七貫三百文」。金の合計が十五両二歩と十八両二歩とあるが、その差の理由はわからない。酒田川は最上川のことである。

三、金銀発掘願い

天保十三年（一八四二）十一月、「金主願主・五ノ丁勝次郎、山師・染屋小路理助、肝煎・清助」から荒瀬郷青沢村地方と狩川通瀬場村地方での次のような銀の発掘願いが酒田町年寄と大庄屋に出された。自分たちは数年来、藩のために働くことを心掛けてきたし、理助は金山掘りに巧みで、銀が出れば藩のためになると述べている。

「私儀乍不及、御為筋相働申度、乍恐数年來心懸罷在、理助儀八近邊之儀心安啗合仕罷在候所、同人金山伐開方功者之者二而、荒瀬郷嶋田組青沢村地方字亀倉、狩川通清川組瀬場村地方字寺沢、両所共宜銀山二可相成見込有之、亀倉山之儀八道筋も顕し居、銀鉱之山二八相違も有之間敷」とし、銀山は有望であり、さらに銀が出るまでの諸経費は自分持ちで、少しも借用は願わないと次のように述べている。「諸入用之儀八出銀二相成候迄、私手元より差出、弥借等不奉願」。見込み通り、銀が出た場合は、諸国の割合で上納し、雇賃などは役人に届けるとし、「弥見込之通、出銀御座候上八、上納金八諸国御振合之通、上納可仕候、金掘雇賃其外入用之儀八、其時之御役人中江御届申上置（中略）、過分之出銀御座候共、不残上納仕度奉存候」。

しかし金山掘りにはよそ者を使用するので、藩の威光がなければ成功しないこと、万一、必要経費分の銀が出なくとも、藩に少しもお願いすることはしないとし、「尤金山之儀八他所者相雇候仕事二御座候へ八、万端御威光二無御座候而八、成就二至兼候儀二御座候間、乍憚御仕入山之思召を以、御差図被成下度奉存候、万々一、見込之通出銀無、諸入用丈も生シ方無御座候共、彼是願ヶ間敷儀等、決而不奉申上候間、願之通、同掘仰付被下置候八八、難有仕合奉存候已上」。

さらに両人からは、許可された場合、亀倉と寺沢を同時に取りかかるのでは「締方行届兼」なるので、明年三月から亀倉に取りかかり、寺沢はその後にし、開発の心掛けと願い九項目を「覚」として提出している。ここでは三項目だけ紹介したい。

「一、青沢村より雇相願候節八、相当之賃錢を以相願申度奉存候、青沢村斗二而、雇不足之節八、近在よりも相雇申度奉存候」。青沢村より雇人を要請された時は相当の賃錢で雇い、近在からも受け入れる。

「一、金掘雇八他所者二御座候へ八、当冬より呼寄、及手配申度奉存候二付、旅籠屋又八私共方江止宿候節八、御届可申上候間、逗留為致候二も宜様奉願候」。他所者の雇人の逗留願いである。

「一、他所者数人相雇候儀二付、大勢之内、心得違之者、有之間敷二も無御座候二付、御締方之儀八、何分被仰付被成下度奉存候」。他所者の雇人の中には心得違いの者もいるかも知れないので、その取締りをさせてもらいたい。

十一月六日、酒田御町奉行・小川渡大夫から秋保与右衛門・辻順治等五名の郡代に、両人の願書を家老へ伝え、その指図を受けたいとして、次ぎの書を出している。

「村継を以得御意候、五ノ丁勝次郎・染屋小路理助両人之者、荒瀬郷嶋田組青沢村地方字亀倉・狩川通清川組瀬場村地方字寺沢、右両所金山開掘之儀、別紙差添願書指出候間、側右両通差遣、懸御目、委細八右書付二相見候間、文略いたし候、御家老中江宜被仰上度、右御願可得御意如此御座候以上」。

十一月十七日、五名の郡代から酒田町奉行の小川に、家老の許可が次のように伝えられた。「右御紙面之趣、致承知、御家老中江申上候所、勝次郎・理助願之通、両所共開掘被仰付候」。しかし、次ぎのような条件がつけられている。

「一、金掘雇八他所者二付、兩名より呼寄、手配いたし度右二付、旅籠屋、又八願人共方江止宿之節、逗留為致度旨、右八旅籠屋之外二而も職体二寄、是迄他所者止宿為致候振合も有之候八八、申立候通御申付、雇方御締向之儀八、宜御沙汰可被成、被仰聞候」。よそ者の止宿の場合、旅籠屋以外の場所であっても、制限があるので、それを考えて、雇主がよく取り締まるように言い聞かせること。

「一、亀倉・寺沢両所願出候内、亀倉江者来春より取掛、寺沢取掛之儀八、追而可申出旨御聞置候 一、右兩條之外七ヶ條八御沙汰之上、追而可得御意候 右之趣、勝次郎・理助江御申達可被成候」。(伊東家文書 『天保十二年三年御用控』)。亀倉は来春から許可、寺沢に取りかかる時に改めて申し出ること。金掘り願九項目の内、七項目はさらにのちほど指図を受けるといふものである。

勝次郎の金鉱発掘願いは聞き届けられたが、その後、青沢地区で着手したかの記録はない。瀬場地区では前々から砂金掘りが盛んに行われていたが(『立川町史』)、理助が実際に発掘したのか不明である。

四、事件あれこれ

ア、寛政二年（一七九〇）、一家四人の行方不明事件が起きた。二月九日、筑後町肝煎・長吉から米屋町組大庄屋二人に、七日に彦次郎が家出、八日にはその女房がいなくなっていると、次ぎの「御尋二付口上書を以、申上候」が提出された。

「拙者支配筑後町彦次郎儀、当七日家出仕、今以罷帰不申候二付、其節御届申上候処、尋出候様被仰付」、親類や五人組で探し回っていたところ、次の情報が入った。「昨日、組内之者申聞候八、彦次郎女房朝飯後迄居候得共、其後は居なかつた。それで親類にでも居るのではないか探してみるよう仰せ付けられ、今朝まで五人組で探したが、「両人共居不申」であつた。

二月十一日、彦次郎弟・小太郎、同親類・彦兵衛、五人組・三五郎外五名、肝煎から大庄屋一名に「米屋町組筑後町彦次郎母、同人妻子共、無行衛二罷成申候付、人相衣類書を以、申上候」が出された。母、妻子の行方不明届けである。

「一、年五十八、背高の方、中肉色黒、顔面長、眼鼻平常体、髪薄き方 一、木綿継々袷袴ツ 一、木綿切帯袴筋一、木綿切踏込袴ツ 一、破れ合利袴ツ 同人女房人相衣類書 一、年廿六、中背丸顔、眉毛眼鼻口平常体、髪薄の方 一、切たしきん袴ツ 一、切々古帯袴筋 同人子彦助人相書 一、年二才、丸顔色白 一、木綿切肌子袴ツ

右彦次郎儀、御尋之筋御座候所、同月七日与風家出仕、行衛相知不申候付、親類五人組之者、尋出候様被仰付候所、翌八日四ツ時頃より妻子之者も与風家出仕候付、猶又入念尋出候様被仰付候付、親類並五人組申合、大山・松山・羽黒領其外所々手分仕、入念相尋申候得共、彦次郎・母・妻子共、今以、行衛相知不申候、依之、人相衣類書付を以、御届申上候以上」。(野附家文書『寛政二年 御用控』)

彦次郎は罪を犯したものであるが、調べようとしたところ逃走。それを探している時に、母・妻子共逃走したもので、その後は記録されていない。なお、彦次郎に弟・小太郎がおり、「当時、同町傳兵衛と申者へ奉公仕居」、彦次郎の家は「明家二相成」と記されている。

イ、寛政三年、兄が妹を郡山に連れて行き、売り渡したが、妹は逃げて、江戸の庄内藩邸に逃げ込んだ事件である。

「九月十四日、山王道町六之助と申者、御尋之筋在之候而、明日同道罷出候様被仰付、尤大工六兵衛伴六之助二被仰付候趣、半内方より申来候」、山王道（堂）町大工六兵衛の伴六之助への出頭命令が出た。

「九月十五日、段々山王堂町相尋候得共、大工六兵衛と申者無御座、日雇取二六兵衛と申者有之、其者之伴二六之助と申者有之候趣申出候間、其段御伺申上候処、右之者同道いたし候様、被仰付候、勿論御祝儀日御座候間、明十六日同道いたし候様、被仰付候」、大庄屋・野附に何か祝儀事があつて、出頭が次の日に延期されたものか。

「同十六日、山王堂町六之助、御役所江同道いたし罷出候処、妹きのと申女、江戸表御屋敷へ掛込候二付、御吟味被仰付候処、傳馬町風呂や召仕・五郎兵衛兄六之助同道いたし、郡山へ売付候よし、申上候二付、風呂や御糺」したが、召仕に五郎兵衛はなく、六之助は夏から筑後町に借宅している小市郎の名を出した。

小市郎はこの事件にどんなかわりがあるのかわからないが、小市郎は「無宿宿」に入れられ、その番は筑後町から出すよう仰せ付けられた。さらに「小市郎口書御読渡二付」、野附が「御役所へ相詰申候」。その後入牢となり「小市郎牢扶持之儀、親類共より相続候様、被仰付候」と、小市郎の牢中での食事の経費は親類に命じられている。同十七日、六之助は「組預」を仰せ付けられたが、船乗り家業が多い町で普請用の石運送を命じられたものか、組預かりでなく、親類に番してもらつたよう次ぎのように願ひ出ている。「此節、石取御用二付、組内之者、一向居当りなし二付、親類立合番いたし候様、被仰付被下度旨、御願申上候而、其通被仰付候」。

「十月朔日、六之助妹き、親類共同道召連候様、被仰付候間、召連罷出申候處、御吟味被仰付候」。同日、口書

御読渡二付、右きの同道、御役所へ罷出申候。口書の内容が記されていないので、兄が妹を売った理由も、郡山から江戸藩邸に逃げ込んだきのがどのように処理されたのかも不明である。

なお、大庄屋の野附がこの事件の責任を問われたものが、十月朔日に「猶又、半内方より飛脚参り、鶴岡表首尾能様子相知らせ呉候、昨廿九日御奉行所へ差控書差上候所、私用慎罷在候様、被仰付候」と、謹慎となったが、「十月二日、私用慎御免被仰付候」と、形式的な処分なのである。（野附家文書『寛政三年 御用控』）

ウ、天保三年（一八三二）、女房への乱暴事件である。「筑後町藤四郎儀、当五月廿日之夜、役所脇肴町末二而、女を捕へ、打叩致し候段、役所近所をも不憚、且夜中右躰之始抹不埒二被思召、急度慎被仰付候二付、委細相組候所」。

女が男から捕まえられ、打ち叩かれた。女が乱暴されたよりも、その場所が酒田町奉行所に接する肴町であったことと、夜中に騒ぎを起こした事が役所から問題とされ、謹慎を仰せ付けられる事となり、さらに事件がくわしく究明された。

「右女者、最上より連参候女房之由、乍去当時家も無之、屋敷のミニ有之、当人者知合之所々徘徊致し候もの二付、親類預ケ之儀被仰付候所、是又御町方親類無之、尤二、三軒有之由二候へ共、いつれも郷中之由」。女は最上から連れてきた女房である。藤四郎は筑後町に屋敷はあるが家はなく、知人の所を転々としていた。その間、女房はどうやっていたか記されていない。親類預かりとなったものの、郷中には一、三の親類はあるが、酒田町にはない。

「右二付、手鎖之上、組内二御預ケ二相成 右五月廿一日七ツ時頃申付ル」。二十日夜の事件が、二十一日には処分が決まっている。親類が町にいないため手鎖をかけられ、組預かりとなった。しかも微罪と認められたためか、「右藤四郎儀、廿四日手鎖御免、昼頃相達ス」。

手鎖御免となった藤四郎は、同年十月に行方不明となった。親類・荒瀬郷下安田村嘉七、五人組・利助等四名、肝煎・利助から米屋町組・内町組の大庄屋の佐竹・野附・池田に「酒田米屋町組筑後町留治事、藤四郎儀、先月廿六日無行衛

二罷成候二付、人相衣類書ヲ以奉願候」が提出された。留治の脇に朱で「家名」とある。

「一、年二拾六歳、背高、中肉、丸顔色白、髪薄、眼耳口常躰、鼻筋通 一、木綿藍嶋古綿入言ツ 右藤四郎（脇に朱で「留治」）儀、先月中迄狩川組小真木村伴蔵方へ罷在候二付、用事有之、人差遣候處、同廿六日より何方二罷出候哉、行衛相知不申候」（野附家文書『天保三年御用帳』）、「知合心付之所」を探し、親類・五人組で手分けし、大山・松山・羽黒領までも探したが、居所はわからなかった。

工、事件ではないが、明和四年（一七六七）酒田惣肝煎から三町組月番四名宛に「乍恐以書付奉願候」が出された。近年、町方が儲けがなく、それに米価が高騰し、特に貧しい者は暮方を続けることが出来ないとして、酒田港からの地元米・雑穀の他国移出禁止のお願いである。

「御町方近年打続家業方不儲二付、難儀仕罷有之所、当春中より段々米穀高値二罷成、暮方甚難洪仕候、軽キ者八一日一日之暮方も相続仕兼候程之儀二御座候、依之奉願候、何卒以御慈悲、内米雑穀とも冲出御停止被仰付被下置候八八、御町方之者共一統難有仕合二奉存候」。

御役所に年寄・大庄屋の月番が集まり、「評議いたし所」、「不宜之よし御帳付様被申候間、書付八相返し候」（野附家文書『明和四年 御用控帳』）と、奉行所役人である帳付の反対により願いは却下された。